

第67期 [令和3年4月 1日から
令和4年3月31日まで] 損益計算書

令和4年4月26日作成
令和4年6月14日備付

科目	金額	金額
経常収益	40,090	61,628 百万円
貸出金	318	
貸預金	1,919	
買入金	-	
コルポ	13	
買入金	-	
債券	-	
有価証券	37,785	
その	-	
役	54	
受	19,833	
その	3	
外	19,829	
商	947	
品	0	
債	-	
融	126	
の	780	
そ	21	
の	18	
倒	756	
債	0	
株	-	
金	755	
その	-	
経	-	
資	16,323	50,196
預	15,998	
讓	185	
借	0	
売	-	
コ	-	
売	-	
債	139	
マ	-	
コ	-	
金	0	
役	879	
支	3	
その	876	
外	6,836	
商	-	
品	-	
債	6,499	
融	325	
の	-	
そ	-	
経	12	
人	25,395	
物	3,850	
税	21,167	
の	378	
そ	760	
貸	-	
株	-	
金	421	
そ	-	
退	0	
の	321	
常	0	
経	17	
特	11,431	
固	-	
負	-	
融	-	
の	-	
特	-	
固	11	11
減	-	
融	-	
の	-	
税	-	
法	1,733	11,420
法	349	
法		2,083
当		9,336
繰		15,964
60		17
周		25,318
年		
期		
当		

損益計算書注記

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社等との取引による収益総額 8 百万円
子会社等との取引による費用総額 145 百万円
3. 出資一口当たり当期純利益金額 7,780 円 79 銭
4. 子会社等との間の取引のうち重要なもの
該当する事項はありません。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、19,833 百万円であります。
6. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は下表のとおりであります。

(単位：百万円)

	損益計算書計上額
主要な財又はサービス	
金融業務全般に係る電算機処理手数料	18,949
集中型財形の事務処理に係る手数料	372
投信販売手数料の証券販売業務関係の受入手数料	243
保証制度に係る電算機処理手数料	99
口座振替業務に係る手数料	64
保険販売業務関係の受入手数料	58
その他	46
合 計	19,833

7. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
その他の役務取引	金融業務全般に係る電算機処理手数料	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。 金融業務全般に係る電算機処理手数料については、前受収益を計上し利用期間に按分しております。なお、履行義務の充足が 1 年超となる取引はありません。
	集中型財形の事務処理に係る手数料	
	投信販売手数料の証券販売業務関係の受入手数料	
	保証制度に係る電算機処理手数料	
	口座振替業務に係る手数料	
	保険販売業務関係の受入手数料	

(注 1) 役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、金融商品の利息配当金や売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日）が適用されないため除いております。

なお、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

また、顧客との契約から生じる収益に該当する収益のうち、金額的重要性が乏しいものについても記載しておりません。

8. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報は下表のとおりであります。

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当事業年度
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	399
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	401
契約負債（期首残高）	131
契約負債（期末残高）	176

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は 131 百万円であります。

契約負債の増減は、主として前受金受取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものです。

なお、契約負債は、主として金融業務全般に係る電算機処理サービスの提供において、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した額を上回る部分であります。当該サービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振替えられます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において、未充足の履行義務に配分した収益はありません。